

「きくがわグルメイベント」企画運営業務
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「きくがわグルメイベント」企画運営業務について、公募型プロポーザル方式により実施候補者を選定するために必要な手続きを定めるものです。

2 業務概要

- | | |
|----------|---------------------|
| (1) 業務名 | 「きくがわグルメイベント」企画運営業務 |
| (2) 履行場所 | 下関市菊川町内 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和8年3月31日まで |
| (4) 業務内容 | 別紙1 業務仕様書のとおり |

3 見積り限度額

4,950千円（消費税及び地方消費税含む）

4 日程（予定）

- | | |
|------------------|------------------------------------|
| (1) プロポーザル実施の公告日 | 令和8年 1月 8日（木） |
| (2) 参加申込書の提出期限 | 令和8年 1月16日（金）17時まで |
| (3) 参加資格審査結果通知 | 令和8年 1月19日（月）までに発送 |
| (4) 質問の受付期間 | 令和8年 1月 8日（木）から
令和8年 1月16日（金）まで |
| (5) 質問の対する回答 | 令和8年 1月20日（火）まで |
| (6) 提案書提出期限 | 令和8年 1月26日（月）17時まで |
| (7) プレゼンテーション | 令和8年 1月下旬 |
| (8) 審査結果通知 | 令和8年 1月下旬 |

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 下関市内に本店、支店、又は営業所等を有すること。
- (3) 本プロポーザルの告示の日から本業務契約締結の日までの間、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (4) 次の申立てがなされていない者であること。
ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て

- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て
- (5) 下関市暴力団員排除条例（平成23年条例第42号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者及びこれらと密接な関係を有する者が代表者若しくは役員となっていないこと。
- (6) 下関市税及び国税を滞納している者でないこと。
- (7) 公募開始時に、下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿に登載されていること。また、企画製作の許可を受けていること。
- (8) 過去に、イベント企画運営、プロモーション業務、またはこれらに類する業務について実績を有すること。ただし、実績を有しない場合であっても、共同事業体の構成員、または連携事業者の一員として、過去に同種または類似の業務を遂行した実績を有する場合は、参加を認めるものとする。

6 参加申込手続

- (1) 提出書類
 - ・参加申込書（様式1）
 - ・提案事業者概要（様式2）
 - ・実績調書（様式3）
 - ・誓約書（様式4）
- (2) 提出方法

指定した期日までに、持参、郵送もしくは電子メール（PDF）にて提出してください。
- (3) 提出期限

令和8年1月16日（金）17時まで 必着
- (4) 提出先

下関市役所菊川総合支所地域政策課
- (5) 参加資格審査の結果通知（様式6）
 - ア 通知日

参加資格審査完了後、準備ができ次第

※参加申込書を提出したにもかかわらず、参加資格審査結果の通知がない場合は、お手数ですが、令和8年1月19日（月）17時までに電話でご確認ください。
 - イ 通知方法

電子メール
 - ウ その他

参加資格審査の結果について、当該通知日の翌日から起算して7日以内に、書

面（任意様式）にて市に説明を求めるものとします。

7 質問の受付及び回答

（1）質問

ア 提出様式 別紙「質問書（様式5）」のとおり
イ 提出方法 持参、電子メール又はファクシミリ
ウ 受付期間 令和8年1月8日（木）～令和8年1月16日（金）
17時必着
エ 提出先 下関市役所菊川総合支所地域政策課

（2）回答

ア 回答方法 電子メール又はファクシミリ
イ 回答日 令和8年1月20日（火）まで
※準備ができ次第、参加資格のある者全員に回答いたします。

8 提案書作成方法

（1）提出書類

提案書（任意様式）正本1部 副本9部

（副本は、会社名や参加者名が容易に判別できる表現等を記載しないでください。）

（2）提出期限

令和8年1月26日（月）17時まで（必着）

（3）提出方法

持参又は郵送

なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、市はその責めを負わないものとします。

（4）提案書の作成方法

別紙3「提案書作成方法等」のとおり

（5）提出先

下関市役所菊川総合支所地域政策課

9 審査方法

（1）評価基準

別紙4「評価基準」のとおり

（2）プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

ア 日 程 令和8年1月下旬

（日時等の詳細については別途連絡します。）

イ 実施方法 審査会場にて実施

(詳細については別途連絡します。)

ウ 出席者 2名以内

エ 実施時間 30分以内

※プレゼンテーション、ヒアリングともに15分以内とする。なお、セッティングの時間は除く。

オ その他

プレゼンテーションの順番は市が提案書を受理した順番とします。プレゼンテーションに出席しない場合は、辞退したものとみなし、候補者として選定しません。

説明者は、プレゼンテーションを行うにあたり、パソコン、プロジェクター及びスクリーンを使用することができます。持ち込みも可能とします。

(3) 候補者の選定方法

ア 市が設置したプロポーザル審査委員会が提案内容の審査を行い、評価基準に基づき評価を行います。

イ 失格者を除き、各評価項目の評価点の合計（以下「総合点」という。）が最も高い者を候補者とし、随意契約の交渉を行います。ただし、その者と合意に至らない場合は、総合点が次に高い者と交渉を行います。

ウ イにおいて、総合点が同一の企画提案者が複数いた場合には、「企画内容の妥当性・実現性」の項目の評価点が高い者を候補者として選定しますが、「企画内容の妥当性・実現性」の評価点が同一の場合は、審査委員の多数決で決し、さらに同数のときは委員長が候補者を決定します。

エ 上記にかかわらず、総合点が評価点全体の60%未満の場合には候補者として選定しません。

10 選定結果について

選定結果は、候補者の選定後にプレゼンテーション・ヒアリングに参加した全ての企画提案者に選定結果通知書（様式7）により通知します。

また、選定結果通知書を発送した翌日以降に、次の項目を本市のホームページに公表します。

- (1) 所管課及び業務名
- (2) 企画提案者数
- (3) 候補者の名称及び総合点

11 契約締結に向けての協議

- (1) 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、候補者と当該契約の仕様等について交渉を行った上で、見積書の提出を求め、契約を締結します。
- (2) 業務の全部又は大部分を一括して第三者に再委託することはできません。

(3) 業務の実施に際しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づきこれを適切に取り扱うものとします。

12 情報公開

市は、提出された提案書等について、下関市情報公開条例（平成17年2月13日条例第16号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでるおそれがある情報については契約締結後に開示するものとします。

13 その他

(1) 現地確認

常時現地確認が可能です。

※現地確認の際は、施設利用者への配慮をお願いします。

(2) 提出書類の取扱い

ア 提出された書類は返却しません。

イ 提出後の訂正、差し替えは、市から指示があった場合を除き認めません。

ウ 提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しません。

エ 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合があります。

(3) 本プロポーザルに係る費用については、全て参加申込者の負担とします。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできません。

(4) 参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する時（選定後に辞退する時も含む。）は、提案辞退届（様式8）を提出してください。

(5) 次の事項のいずれかに該当する企画提案者は失格とします。

ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不備があった場合

ウ 実施要領に示した提出期日、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合

カ 価格提案書（参考見積り）の金額が、見積り限度額を超過した場合

(6) 提案書の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとしますが、当該業務の契約相手となった者が作成した提案書については、市が必要と認める場合には、

市は事前に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。

- (7) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとします。
- (8) 手続きにおいて使用する言語又は通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。

14 提出・問い合わせ先

下関市役所菊川総合支所地域政策課 担当：林・岡原

〒750-0317 下関市菊川町大字下岡枝1480-1

電話番号：083-287-1114

F A X：083-287-2739

電子メール：kgchiiki@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

15 施行期間

本要領は、令和8年1月8日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。